

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）の公表

企業会計基準委員会は5月26日に企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」を公表しました。本公開草案に対するコメントは、平成27年7月27日までです。今回はこの公開草案について、ご紹介したいと思います。

（適用時期等）

まず、適用時期から申し上げますと、当該草案が確定したものは、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用することが提案されています。同時に、早期適用ができることも提案されています。また、公表後の適用指針では、その適用初年度の処理について、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、当該期首時点において、前期末での繰延税金資産等の金額と、期首時点での新方式の繰延税金資産等の金額との差額を利益剰余金に加減することが予定されています。

続きまして、改正点を簡単にご紹介します。

- ①（分類1）から（分類5）に係る会社分類の仕方について、基本的に従前の方法を踏襲するのですが、分類の要件をいずれも満たさない企業は、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるカテゴリーに分類されることとなります。
- ② 従前の監査委員会報告第66号では、（分類2）及び（分類3）について、「経常的な利益」という会計上の利益に基づく要件としていましたが、本公開草案では、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」ということで、税法ベースでの考え方に整理されました。
- ③（分類2）に該当する企業においては、原則スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性がないものとされてきましたが、本公開草案では、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、それが合理的に説明できる場合には回収可能性があるものとされます。
- ④（分類3）に該当する企業では、合理的な説明ができる場合は、5年を超えた見積可能期間の設定ができます。
- ⑤（分類4）に係る分類の要件を満たす企業でも、合理的な説明ができる場合には（分類2）、もしくは（分類3）に該当するものとして取り扱うことができます。

以上